

- 小池市長市政報告 ●●
- 加茂川水生生物調査 ●●
- みんなの国民健康保険 ●●
- 第17回越後加茂川夏祭り ●
- やさしい医学「糖尿病について」 ●
- 第45回加茂市総合体育大会結果 ●
- 加茂の風土記 ●

第17回越後加茂川夏祭り 08月14日
加茂川駅前広場 大ナイトアスレチック

市政報告



加茂市長

小池清彦

お気軽に下さい
市民と市長の「よもやま話」の日

十月十日(木)午後一時三十分から行います
二十四日(木)
二十九日(火)時間等については御相談ください

【受付・問い合わせ】市役所3階総務課広報広聴係
(052-0080 内線323)

までお願いします

まことに残念なことに、今年十月一日から加茂市でも、無料の廃家電製品の引き取りを中止せざるを得なくなりました。

厳しく、このたび加茂市の処理業者である㈱ニシトク、㈱西国商店、㈲坂上商店に対し、引き取り業者たる、いわゆる鉄源ディーラーの方から家電リサイクル法の手続きによらない引き取りはできない旨の通知がありました。

特定家庭用機器再商品化法いわゆる家電リサイクル法により、昨年四月から四品目の廃家電製品（洗たく機、冷蔵庫、テレビ、エアコン）を引き取つてもうときは、多額の料金を取られることになりましたが、加茂市では、合法的に市が無料でお引き取りする制度を続けてまいりました。しかし、廃品取扱業者に対する国の締めつけは

家電リサイクル法では、市町村は有料の持ち込みを義務づけられておりませんので、加茂市では市民の皆様の高額の御負担をなくすため、無料で廃家電製品を引き取り、これを処理業者に依頼して解体してもらい、引き取り業者に渡していたのですが、国の締めつけにより、引き取り業者たる、いわゆる鉄源ディーラーが引き取りを拒んでいるのでは、いかんともしがたいものがあります。

したがって、今まで無料でがんばってきた加茂市におきましても、涙をのんで無料の引き取りを中止せざるをえなくなりましたので、何とぞよろしくお詫び申します。

引き取り料金表

品名	型名	料金①	収集料金②	運搬料金③	消費税込み合計 ①+②+③
エアコン	全般	三千五百円	三千円	千六百円	八千五百五円
	一五型以下	二千七百円	二千五百	五百円	四千九百三十五円
	一六・二五型	二千七百円	二千五百	五百円	六千百九十五円
テレビ	二六・三七型	二千七百円	二千五百	五百円	七千六百六十五円
	三八型以上	二千七百円	二千五百	五百円	八千七百十五円
	一〇〇・二五〇ℓ	四千六百円	四三千円	千六百円	九千百三十五円
冷蔵庫	二五一・三九九ℓ	四千六百円	四三千円	千六百円	九千六百六十円
	四〇〇ℓ以上	四千六百円	四三千円	千六百円	一万千三百四十円
	全自动・二槽式	二千四百円	二千五百円	二千五百円	六千九百三十円
洗たく機	全自動・二槽式	三千円	三千円	千六百円	九千六百六十円
	二千四百円	二千五百円	二千五百円	二千五百円	九千六百六十円
	二千五百円	二千五百円	二千五百円	二千五百円	九千六百六十円

*収集・運搬料金は、販売店、許可業者の基準価格ですので、それぞれの販売店、許可業者にお問い合わせください。

なお、四品目廃家電製品は、家電製品販売店において有料でお引き取りするわけですが、十月一日以降は、加茂市（環境課）電話五二一〇〇八〇内線一五一・一五二）へ御連絡いただくこともできます。そのときは、㈱ニシトク、㈱西国商店、㈲坂上商店のいずれかがいただきに参上いたします。

家電リサイクル法は、まことに天下の悪法であ

ります。古い家電製品の部品が、最新の家電製品の部品として使えるわけがないではありませんか。結局は、解体して、つぶして、溶かして、金属の棒や板にすることは、今までと変わりがないのです。それなのに国民は高い引き取り料金を取られることになつたのです。国民に高い負担を強いるだけのこの法律の廃止を強く望んでやみません。

しく御了承くださいますようお願い申し上げます。なお、廃家電四品目の引き取り料金は、次のとおりとなっております。

二 冬鳥越スキーガーデンに、

直径二十メートルの日本一の
花時計ができあがりました。

これから、バラ園が造られ
ます。

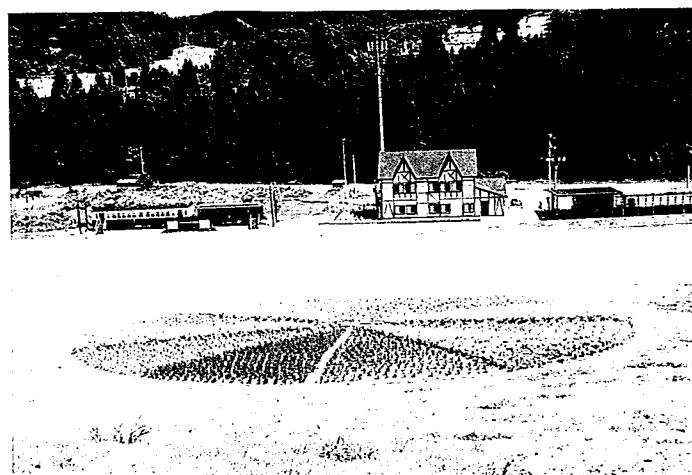
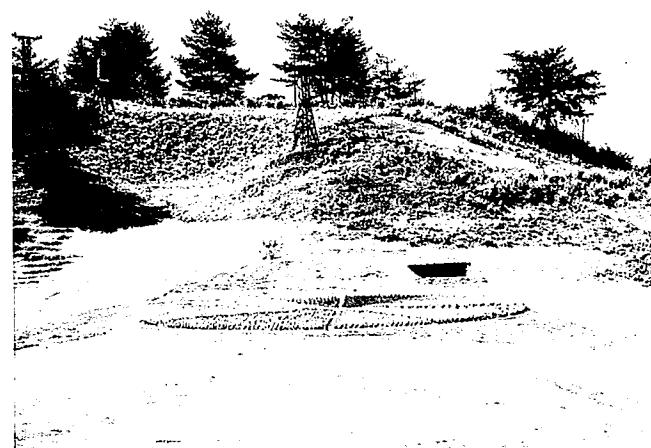
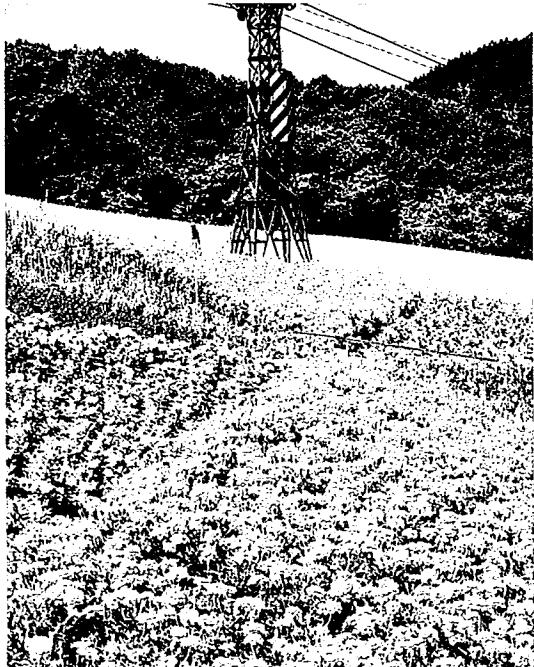
この花時計は、内部がほとんど花で埋め尽く
されており、このようなものとしては、日本
最大です。

ほとんどが国から来る資金（緊急地域雇用創
出特別基金事業補助金）を使って完成したもの
です。

これからさらに、同様の国の金を使ってバラ
園の建設に取りかかるところです。

復元された新潟県最古の電車モハ一も緑の芝
生の中で美しく輝き、毎日内部を御覧いただい
ております。

ヨーロッパ風の美しい建物であるロツジ・ウ
エーデルンは、年中無休、冷・暖房完備です。
一階大ホールはイス席、二階の大広間は畳敷き



となつております。

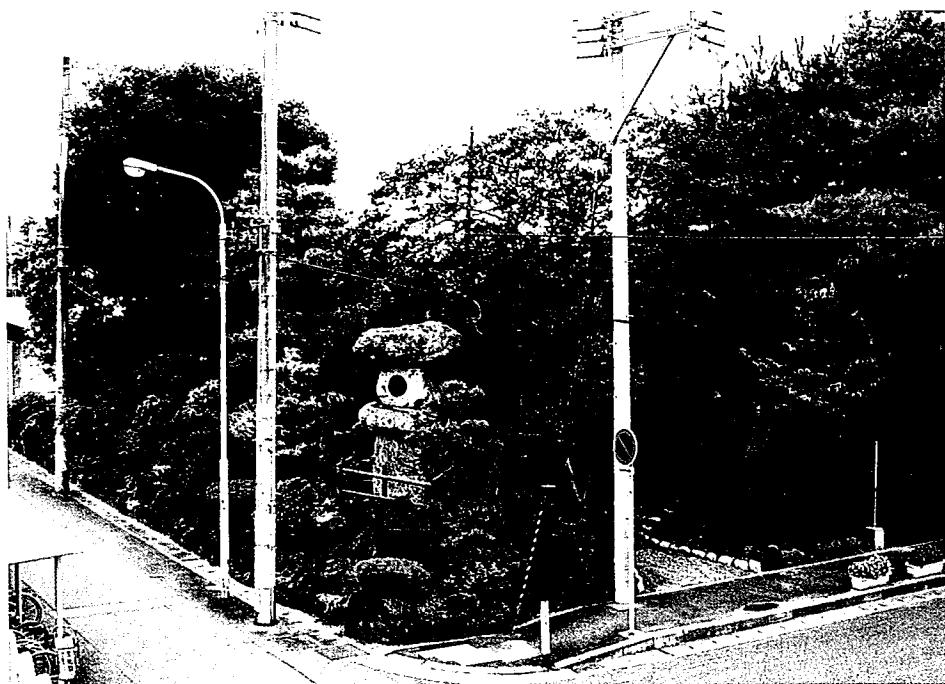
皆様御家族で、一日ごゆっくりと日本有数の
洋式庭園、冬鳥越スキーガーデンでお過ごしく
ださい。

三 加茂駅西口のところに 「西口公園」がオープン しました。

加茂市が立派なお庭を買って公園にしたもの
です。

四五%は、国の金を使つたものです。
ベンチもあります。

加茂駅での乗車前や降車後などにも、すばら
しいお庭のたたずまいをお楽しみください。



四 新潟鐵工所加茂工場の無傷 の存続が決まりました。

会社更生手続き中の株式会社新潟鐵工所加茂工場については、四月二十五日、株式会社日立インダストリイズがポンサーに決まりました。

これで、加茂工場が無傷で存続することになりました。

今後とも同工場と下請け・孫請け会社をしっかりと御支援してまいります。

五 丸五技研株式会社の存続が 決まりました。

民事再生手続き中の丸五技研株式会社については、七月一日、会社再生計画が東京地裁において決定されました。

従業員数は、約百九十人から約百三十人に減りましたが、これで存続が決りました。

これからも大変ですが、しっかりと御支援してまいりたいと存じます。

加茂市教養講座のご案内

柳生新陰流剣道

太極拳

講師 加茂市長 小池清彦
稽古日 平成十四年九月四日（水）開講

毎月第一及び第三水曜日午後七時～九時

場所 勤労青少年ホーム三階軽運動場

講師 加茂市長 小池清彦
稽古日 平成十四年九月十一日（水）開講

毎月第二及び第四水曜日午後七時～九時

場所 勤労青少年ホーム三階軽運動場

流祖・上泉伊勢守信綱、柳生石舟斎宗嚴以来
そのまま継承されてきた組太刀と刀法を稽古いたします。

「袋竹刀」で稽古しますので安全です。

柳生新陰流が上達されたら、御希望の方には、
小野派一刀流（流祖・伊藤一刀斎景久、小野次郎
右衛門忠明）、二天一流（流祖・宮本武蔵玄信）、
林崎流居合（流祖・林崎甚助重信）を稽古いたし
ます。

開講後でも、少年から老年まで、男性も女性も
いつでもお気軽に越しください。

流祖・張三丰、楊露禪以来、繼承されてきた
拳法を稽古いたします。

太極拳が上達されたら御希望の方には、形意拳
及び八卦掌を稽古いたします。

開講後でも、少年から老年まで、男性も女性も
いつでもお気軽に越しください。

青少年には、夢と健全な心身を
壮老年には、健康と道の探求を

申し込み先 勤労青少年ホーム（☎五二一六一一六）
問い合わせ 総務課秘書係（☎五二一〇〇八〇）



八月二日、市内小学校の五年生四十四名が、市立三条健康福祉環境事務所と加茂地区理科教育センターの協力で、加茂川の上流・下流に生きる水生生物の調査を行いました。この調査では、ノタの息をする水生生物が「きれいな水」、「きたない水」を教えてくれました。

「この虫なんだろう?」
「あつ、ヘビトンボだよ!」
川底の石の裏に付着している
小さな生物を捕まえた子どもたちは、パンフレットを片手に生物を分類します。

この調査は、カワゲラやサワガニなど河川に生息する、体長数ミリから十センチくらいの水生生物を分類することで、「きれいな水」「少しきたない水」「きたない水」「大変きたない水」の四階級に河川の水質を判定するものです。身近な加茂川での体験学習を通じて河川の水質保全の重要性を知つてもらおうと、市内の小学校五年生を対象に、毎年夏休み中に実施しています。

参加した子どもたちは九班に分かれ、加茂川の上流と下流の水質を調査しました。上流は水源地第二ダム上流の低沢川との合流地点、下流は葵橋付近でそれぞれ調査を行いました。子どもたちはひざまで水につ

かりながら、石をひっくり返しては裏に隠れている生物を探したり、川底を網でくつてみたりして生物を採取し、川べりでは採取した生物を資料と照らし合せたり、先生に「これは何でいう生物?」などと質問しながら、生物の種類や数を記録しました。

午後からは七谷コミュニティセンターに場所を移し、加茂地区理科教育センター小野浩先生の指導で、各班の記録をもとに全体の採取結果の集計を行い、水質の判定を行いました。

■判定結果は?

上流は、きれいな水に生息するウズムシやヘビトンボなどが多く採取され、文句なしに「きれいな水」と判定されました。一方下流は、きれいな水に生息するカワゲラから大変きたない水に生息するアメリカザリガニまで幅広く採取されました。が、きたない水に生息するヒルなどが多く見られ、総合的に「きたない水」と判定されました。



●出現した生物 ●特に多かった生物

平成14年度加茂川水生生物による水質調査

調査場所名		公認(下流)	黄泥川(上流)
年月日(時刻)		9:20~10:00	10:50~11:30
調査員	名前	公	公
本質	指標生物		
きれいな水	1. イミカ 2. ウズムシ 3. カワゲラ 4. サワガニ 5. ナガシトビゲラ 6. ヒラタカゲロウ 7. ブヨ 8. ヘビトンボ 9. キワビゲラ	●	
こじこじかななない水	1. マキナガイ 2. マテマトビゲラ 3. カワニナ 4. ダイオボタル 5. オオニナシマ 6. クガシマトビゲラ 7. フジスピ 8. ヒラクドロム 9. マツトモ		
さたない水	1. イソコツヅラ 2. クイズウチ 3. タニ 4. ニホンヨロコエビ 5. ピル 6. ミカマキリ 7. ミズム	●	
よくぞなながく本質	1. アジマカガニ 2. エラミミズ 3. カカマキガイ 4. カマススクリカ 5. オウハエ		
本質指標の判定	本質指標	I II III IV I II III IV	
	1. 山と田の指標	4 5 4	1 8 4 0 0
	2. ●の指標	0 0 1	0 1 0 0 0
	3. 合計(1回+2回)	4 5 5	0 9 4 0 0
	その他の本質指標		1
	きたない水		
	きれいな水		

加茂川水質調査を終えて



理科教育センター 浩先生
小野

加茂川水質調査は、河川に生息する水生生物を調べる方法で行ないました。この方法は、水のきれいさの度合いを示す「指標生物」が何種類生息していたかを調べ、調査地点の水質を「きれいな水」「少しきたない水」「きたない水」「大変きたない水」などの水質階級にあたるか判定します。調査地点は葵橋と水源地上流です。

「きれいな水」の指標生物ではヒラタカゲロウ、「少しきたない水」ではスジエビ、「きたない水」ではヒルが多く生息していました。

今回の調査では各班ともヒルが多く見つかつたため、葵橋付近の水質階級は「きたない水」ということになりました。「きれいな水」の指標生物であるウズムシ（アラナ

リア）、ヘビトンボなどが、「少しきたない水」ではカワニナなどが多く生息していました。数では「きれいな水」の生物が圧倒的に多く、水源地上流の水質階級は「きれいな水」と判定されました。

加茂川ではこの他にウグイ、アユ、シマドジョウ、ヤマメ、カジカなど多数の魚が生息し、それらを食べる野鳥も多く観察することができます。加茂川を訪れると、河川敷が市民の憩いの場として生息に寄着しているのは、豊かな自然が残っているためと感じます。

また子どもたちが、当たり前のよう魚取りや川遊びを行なっています。

毎回この水質調査を行なって思うことは、川の中に実際に入って生物に触れることが子どもの「自然を感じる感性」を大きく刺激する、ということです。参加した子どもたちは、加茂川をより身近に感じたと思います。加茂川のよう

なすはらしい環境を今後も残していくために、「私たちができる」と

■川が汚れる原因は何でしょ

うか？」

水質判定の後、小野先生は子どもたちに問いかけました。

「川が汚れる一番の原因は、私たちの家庭から排出される生活排水で、全体の約五割を占めています」という答えに子どもたちは大変驚いたようです。

続いて「味噌汁一杯を魚がすぐ呑めるようになるまでに薄めるには、一・五リットルのペットボトルで何杯分の水が必要でしょうか?」との問い合わせに、百杯、二百杯との答えがあがつたものほとんどが首をかしげ、「答えは一〇〇〇杯です」と聞くと、再び驚きの声があがりました。

先生の講話により、川が汚れる原因が自分たちの生活によつて排出される生活排水であり、汚れた川を元のきれいな水に戻すことはとても大変だということを実感したようです。

川を大切にする、という先生の言葉に子どもたちは大きくなずいていました。

S字コースにチャレンジ!!

自転車ラリー大会開催



七月二十七日、市内小学校四年生および保護者あわせて三十名の参加による、自転車ラリー大会が行われました。

この大会は一般道での走行体験に遊びや競技の要素を加えた自転車安全教室を通して交通ルールとマナーを身に付けてもらうことを目的に、加茂警察署、加茂市交通安全母の会および加茂地区交通指導隊の協力により夏の交通事故防止運動の一環として開催されました。

大会は、市役所周辺の一般道をコースに正しい自転車の乗り方などをチェックする安全走行の部と、文化会館前広場に設置されたS字や8の字などで運転技術のチェックを行う技術走行の部の二部門で、各チェックポイントにおいて母の会役員や交通指導隊員が、自転車での横断歩道の渡り方や、踏切での事故が多発していることから踏切の正しい通過の仕方などを指導しました。

競技終了後、認定証授与式では、大森裕子加茂市交通安全母の会会長から参加者に「ラリー大会認定証」が贈られました。

最後に参加者を代表して加茂南小学校の久保和馬君と半間恵さんが「ルールとマナーを守り、交通事故を起こさない運わない」と注意することを誓いました。

みんなの 健康を支える国保

いつまでも健康に暮らしたい。それは、だれもが願うことです。しかし、病気は私たちが気がつかないうちに体をむしばみ、けがは突然おそってきます。そんなときは、いやおうなしに医療機関にからなければなりませんが、その費用は決して安いものではありません。そこで、頼りになるのが国民健康保険です。国民健康保険は、皆さんから納めていただく保険税で医療費の一部をまかない、皆さんの負担を軽くしようとするものです。自分自身と大切な家族のために、国民健康保険の制度を正しく理解し、大切に育てていきたいものです。

現在、全国の国保が抱えている一番の問題は、年々増加していく医療費です。医療費はその三割以上を保険税をもって充てることに決められています。この医療費があまり大きく増加すると、今の保険税ではまかなくなってしまいます。この制度を維持するためには、皆さん方被保険者と国保を運営する保険者（加茂市）との協力関係が必要です。被保険者の皆さんも、健康づくりに努めるとともに受診を工夫し、国保の運営に協力くださるようお願いします。また、保険税は国保を支えるための大切な財源となります。保険税を納めていただから国保の制度は成り立たなくなってしまいます。この大切な制度を守るためにも保険税は必ず納期内に納めましょう。

国保の保険証9月から「ピンク色」

- 国民健康保険の保険証が、九月一日から新しく「はだ色」から「ピンク色」に変わります。
- 郵便で配付
 - 新しい保険証は、八月二十四日過ぎに郵便でお届けしますので、大切に保管してください。
 - 古い保険証はお返しください
 - 保険証は原則として一世帯に一枚、世帯主あてに交付されますが、修学や仕事などで長期間家族と離れる場合は、学生・遠隔地の保険証を交付しますので申請してください。
 - 学生などの方は保険証は原則として一世帯に一枚、世帯主あてに交付されますが、修学や仕事などで長期間家族と離れる場合は、学生・遠隔地の保険証を交付しますので申請してください。

国保制度上の「世帯主変更」ができます

国保では、世帯主がサラリー

主を「擬制世帯主」といいます。

しかし、国保の届け出や保険税の納付を擬制世帯主ではなく、国保加入者が行っている場合もあることから、届け出により国保制度上の世帯主を、国保に加入している人に変更できるようになりました。

なお、世帯主の変更は(1)擬制世帯主が保険税を完納している

(2)世帯主変更後も各種届け出や保険税の納付が確実に行えるなど、市で認めた場合に限ります。また、届け出には擬制世帯主の同意が必要です。

詳しくは、税務課民税係へお問い合わせください。

高額療養費制度について

国保で診療を受ける場合、私たちは医療費の三〇%を負担するだけですが、最近は医学の進歩に伴って高度の医療技術が開発され、高額な医療費を必要とする場合が少なくありません。

三〇%を負担するだけといつても、その額はきわめて大きいものになり、個人的に負担することが困難な場合があります。このような場合に対処するため、一定額以上の医療費は国

保が負担することになつていま
す。これが高額療養費の制度で
す。高額療養費には、一般的の高
額療養費のほか、家計の負担の
急増を防ぐための合算高額療養
費や多數該当の場合など、次の
四つの場合があります。

- (1) 高額療養費
同じ人が同じ月内に、同じ医
療機関で六万三千六百円（上位
所得世帯は十二万九千八百円、市
民税非課税世帯は三万五千四百
円）を超えて医療費を支払った
とき、超えた分を支給します。
ただし、医療費が三十二万八千
円（上位所得世帯は六十万九千
円）を超えた場合、超えた額の
1%を追加負担します。

- (2) 世帯合算の場合
同じ世帯で、同じ月内に三万
円（市民税非課税世帯は二万千
円）以上の医療費の支払いが複
数あつた場合に、合計で六万三
千六百円（上位所得世帯は十二
万九千八百円、市民税非課税世帯
は三万五千四百円）を超えて支
払ったとき、超えた分を支給し
ます。

- ただし、医療費が三十二万八
千円（上位所得世帯は六十万九
千円）を超えた場合、超えた額
の1%を追加負担します。

- (3) 多數該当の場合
同じ世帯で、過去十二カ月間
に高額療養費の支給を四回以上

受けた場合、四回目からの医療
費の支払いが三万七千二百円
(上位所得世帯は七万八百円、
市民税非課税世帯は二万四千六
百円) を超えて支払ったとき、
超えた分を支給します。

④ 長期療養をする病気

療養に要する期間が著しく長
く、かつ一定の高額な治療を継
続して受けなければならぬ、
血友病や人工透析が必要な慢性
じん不全については「特定疾病
療養受療証」を病院の窓口へ提
示すると、一ヶ月一万円以内の
支払いできます。

血友病については、公費負担
医療の対象となりましたので、
対象者はあらかじめ新潟県福祉
保健部健康対策課で「先天性血
液凝固因子障害等医療受給者証」
の交付を受けてください。

これらの場合、世帯主の申請
により、その差額を後で支給し
ます。

〔ご注意〕

▼ 高額療養費は、月の一日から
月末までを一ヶ月とし、医療機
関ごとに計算します。月をまた
がつて受診したときは別々に計
算します。

▼ 入院したときの食事料や差額
ベッド代などは対象になりませ
ん。

加入・脱退の手続きは必ず14日以内に

こんなときは14日以内に届け出を
= = = 届け出は市民課窓口へ = = =

職場の健康保険に加入してい
る人や生活保護を受けている人

を除くすべての人が、国民健康
保険に加入しなければなりません。
国民健康保険に加入している
人で、住所や資格に変更があ
った場合は、必ず十四日以内に
届け出が必要です。

ご注意ください

○ 加入の届け出が遅れると

国保に加入しなければなら
ないのに届け出が遅れると、保険
証がないために、医療費が全額
自己負担になつたり、保険税を
さかのぼつて納めたりしなけれ
ばなりません。

○ やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなつたのに
届け出が遅れると、保険証が手
元にあるため、うつかり使つて
受診してしまいます。このよう
なときは、国保で負担した医療
費を後で返していただくことにな
ります。
※ 国保加入・脱退の手続きは市
民課の窓口で受け付けます。

そ の 他			国 保 を 脱 退			入 保 に 加 入		
保険証をなくしたとき	退職者医療制度に適用することになったとき	死亡したとき	他の健康保険に加入したとき	他市町村へ転出するとき	他市町村から転入してきたとき	転出証明書	他の健康保険を脱退したとき	健保などの離脱証明書
保険証をなくしたとき	退職者医療制度に適用することになったとき	死亡したとき	他の健康保険に加入したとき	他市町村へ転出するとき	他市町村から転入してきたとき	転出証明書	他の健康保険を脱退したとき	健保などの離脱証明書
保険証の内容訂正または汚れたとき	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	生活保護を受けたとき	死亡したとき	他の健康保険に加入したとき	他市町村へ転出するとき	転出証明書	他の健康保険を脱退したとき	健保などの離脱証明書
修学のため他市町村へ行くとき	本人を確認できるもの (代理人の場合は郵送になります)	保険証	保険証	保険証	保険証	保険証	保険証	保険証
長期出張などで住居を離れるとき	保険証	保険証	保険証	保険証	保険証	保険証	保険証	保険証

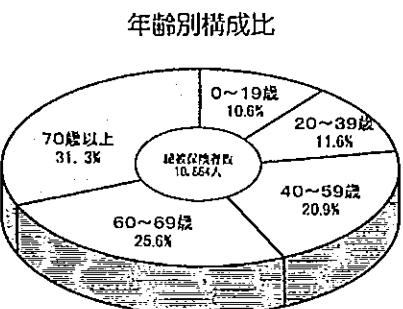
※ 本人または世帯主以外の人が届け出る場合は、印鑑が必要です。
また、関連する届け出で印鑑が必要な場合があります。

間医療費は三十三万九千二百円となっています。

一人当たり保険税は景気の低迷等による所得の減少に伴い年々減少しており、五年前と比較すると四千九百六十九円（△七・七%）減少しています。

一方、一人当たり医療費は、平成十二年四月から施行された介護保険法の影響で、増え続けた老人も十二年度は前年度に比べて六万三百五十四円（△九・三%）と大幅に減少しましたが、十三年度は三千九百九十九円（○・七%）とわずかに上昇に転じています。また、若人も千九百十二円（一・一%）増加しましたが、退職は二万九百二十五円（△六・二%）と大幅に減少しています。

しかし、一人当たり保険税の減少、収納率の低下等により、国保の財政はたいへん厳しい状況にあります。



況になっています。

国保加入者一人ひとりが医療費の無駄をなくし、きちんと国保税を納め、健全な国保運営ができるようご協力ください。

増え続ける高齢者

職場における健康保険の適用が進み、国保の加入者は、減少傾向でしたが、近年の景気低迷による企業の倒産・リストラなどの影響により、平成九年度からは増加に転じました。また、人口の高齢化とともに高齢者の加入割合が年々高くなっています。

昨年度の年間平均被保険者数をみると、老人の加入者は三千六百八十四人で、毎年約二百人ずつ増加しています。このため、加茂市では七十歳以上の加入者の割合が三二・七%となっています。高齢者の加入割合が高くなることは、医療費の増加や国保税の負担能力など、国保の運営に大きな問題を投げかけています。

国保税の算定方法

介護保険の開始によって、国保に加入する四十歳（六十四歳）の人は医療保険分（医療分）に介護保険分（介護分）を合わせ

た合計額を、国民健康保険税として世帯主から納めていただけになります。年齢別にみると、次のように国保税の額が決まります。

◆四十歳未満の人

国保の医療分について次の計算方法の組み合わせによって決まる国保税を納めます（介護分の負担はありません）。

所得割額+基礎控除後の所得の

七・九六%

資産割額+固定資産税額の

二七・五八%

年九千二百四十円

平等割額+一世帯につき

年一万六千七百五十円

◆四十歳～六十四歳の人（介護保険の第二号被保険者）

四十四歳未満の人と同様の計算方法で医療分の額を算出し、それに次の方法により算出される介護分の額を合計した額を納めます。

また、年度の途中で四十歳になる人は、四十歳の誕生日が属する月（一日が誕生日の場合はその前月）から介護分を合わせた国保税を納めます。

の第一号被保険者)

四十歳未満の人と同様の計算方法で医療分の額を決めます（今までと変わりません）。

介護保険料については、世帯の市民税の課税状況や本人の所

得などに応じて決められます。

年度の途中で六十五歳になる人は、六十五歳になる月の前月（誕生日が一日の人はその前々月）までの介護分と医療分を合わせた額を国保税として納めます。

口座振替納税は、毎月二十五日で締め切り、翌月納期分から

利な口座振替制度をご利用ください。

口座振替依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課および市民サービスセンターの窓口に用意しております。

口座振替納税は、毎月二十五日で締め切り、翌月納期分から

得などに応じて決められます。

年度の途中で六十五歳になる人は、六十五歳になる月の前月（誕生日が一日の人はその前々月）までの介護分と医療分を合

わせた額を国保税として納めます。

第一号被保険者の介護保険料を納めることになります。

国保税は、国保を運営する上

でとても大切な財源です。

国保税の未納や納め忘れなど

政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

国保税の未納や納め忘れなど

で、これが不足すると、国保財

政は苦しくなり、十分な給付が

できなくなります。

▽納付は納期限内に

「自分ひとりくらい納めなくとも」とか「健康で医者にかかるないから」などと、一人ひとりの未納の額が積み重なると、

全体では大きな額となります。

国保税は、納期限までにきちんと納めるようご協力ください。

▽納付は口座振替で確実に納税できます。ぜひ、便

さるようお勧めします。

口座振替は、一回の手続きで確実に納税できます。ぜひ、便

さるようお勧めします。

口座振替依頼書は、市内の金

融機関（郵便局を含む）と税務

課および市民サービスセンター

の窓口に用意しております。

口座振替納税は、毎月二十五

日で締め切り、翌月納期分から

得などに応じて決められます。

年度の途中で六十五歳になる人は、六十五歳になる月の前月（誕生日が一日の人はその前々月）までの介護分と医療分を合

わせた額を国保税として納めます。

第一号被保険者の介護保険料を納めることになります。

国保税は、国保の加入資格を得た月の分から納めていただけます。

▽納付はいつから

国保税は、国保の加入資格を得た月の分から納めていただけます。

届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めなければなりません。

届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めなければなりません。

例えば、四月中に会社を辞めたり、加茂市に転入した場合などで、八月になつてから国保税は加入資格を得た四月分から納めていただくことになりますのでご注意ください。

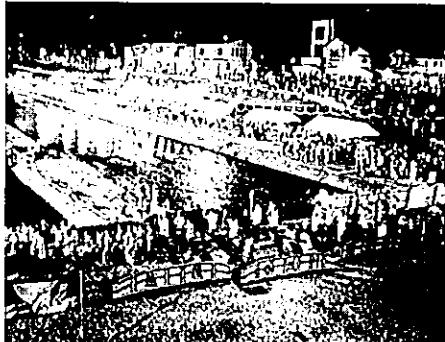
国民健康保険についてのお問い合わせ・ご相談は

健 康 課 国 民 健 康 保 険 係 へ。

◆六十五歳以上の人（介護保険所得割額+基礎控除後の所得の均等割額）被保険者一人につき
年九千十円

カメラスケッチ

17th 越後加茂川夏祭り

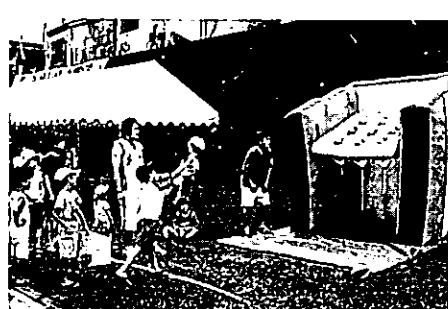


夏の風物詩となつた「越後加茂川夏祭り」には、約三万八千人の方からおいでいただきました。明け方の雨の影響が心配されましたが、午後には少し水量の上がつた加茂川を聞んでお祭りが始まりました。

河川敷特設ステージでは、市内小中学校吹奏楽部・金管バンドの演奏をはじめ、女性三人のグループ「マンハッタレンイン」のライブがあり、ステージの周りや対岸からおせいが楽しんでいました。

夜の大盆踊り大会には千人以上が加茂川を挟んで加茂松坂の輪ができました。このあとの大火花大会では二尺玉五連発、二km大ナイアガラ花火でお祭りを終えました。

翌朝の祭り会場掃除にも、おせいの市民が参加し、きれいな加茂川を大切にする気持ちがあふれていました。



網膜症の定期検査について
眼底検査

網膜症の進行度を知る検査です。網膜とは、眼球の光が入る裏にあり、光刺激に反応する鋭敏な神経でつくられた膜です。網膜に起こる障害は、糖尿病の合併症の中でも深刻なもので、

前回および前々回は、糖尿病性神経障害について解説しました。今回は糖尿病性網膜症（以下、網膜症）と糖尿病性腎症（以下、腎症）について解説します。

この二つの合併症には、自覚症状がありません。網膜症の場合には、いきなり失明という結果が待つています。腎症の場合には正確にいうと、吐き気が強く食事ができない、鼻血が出やすいという自覚症状が出現しますが、このような症状が出てから一週間以内に透析の治療をしなければ、死んでしまいます。つまり、自覚症状が出てからでは、もう遅いのです。そこで定期検査が必要なのです。

腎症の定期検査
尿蛋白の検査

健常人では尿に蛋白は出ません。

しかし、腎症ではその初期段階として尿中に蛋白が検出されます。もし、尿蛋白試験紙で測って、いつも（+）が出るようなら要注意です。（以下次号）

やさしい医学

糖尿病について その8

網膜の表面を走っている細かい血管（細小血管）がもろくなっています。進行すると、血管から血液の成分がもれ出でてくる異常が起こります。これがさらに進むと、新しく生まれてく

る非常にもろい血管ができることがあります。これが破れると激しい出血につながり、出血の範囲が広いと急激な視力低下を引き起こす原因になります。たとえ出血の範囲が狭くても黄斑部と呼ばれる部分に出血が起きると失明します。

網膜症にはステージと呼ばれる段階があり、単純性網膜症、前増殖性網膜症、増殖性網膜症の三段階のステージがあります。後者になるほどステージが進むわけです。通常、前増殖性網膜症にいたった段階で、その後の進行を食い止めるためにレーザー治療などが考

